

広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、悩みや不安を持つひとり親家庭等の「こども」と「親」の各々が、気軽に交流し安心して集うことのできる「居場所」を提供し、もって、こどもの心の安定や学習意欲の向上及び親の子育ての悩み等の解消を図るため、当該事業を行う地域団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、本市が選定した広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業を行う法人又は任意団体（以下「実施団体」という。）に対し、第6条に基づく必要な経費を交付する。

2 実施団体の選定方法については、こども未来局長が別に定める。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業は、広島市内において、第1条の趣旨に基づき実施する事業であって、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 年間を通じて、原則月2日以上かつ年間25日以上（ただし、開設初年度の団体に限り原則月2日以上かつ年間17日以上）、1日当たり2時間以上実施すること。
- (2) 次に掲げる支援を行う居場所づくりであること。
 - ア 宿題や勉強などを教え、参加者の学習習慣の向上を図ること。
 - イ 遊びやものづくりなどを通じ、参加者（親を含む。）の交流を図ること。
 - ウ 食事を調理（参加者の調理実習を含む。）し、提供する食事支援を行うこと。
 - エ こどもと親、各々の悩みなどの相談に乗り、不安の解消に繋げる支援を行うこと。
- (3) 広島市内に住所を有するひとり親家庭等（養育環境に課題のある家庭を含む。）の小学校就学の始期から満18歳に達する年度の末日までの間にある者（未就学の弟妹を含む。以下「対象児童」という。）の利用が、14名程度以上見込めること。なお、本事業の趣旨を逸脱しない範囲（利用者の半数は対象児童であること）において、ひとり親家庭等に属さない小学校就学の始期から満18歳に達する年度の末日までの間にある者（未就学の弟妹を含む。）も利用できるものとする。
- (4) 居場所づくりを行う場所について、次に掲げるとおりであること。
 - ア 居室等は、対象児童14人程度と親が一度に利用しても支障がない程度の広さを有し、学習、食事、その他参加者の交流が図れる必要な設備を備えていること。
 - イ 事業実施中や帰宅時等において、子どもの安全管理に十分配慮すること。また、食事提供に当たっては、衛生管理等に十分配慮すること。

ウ 地域住民の理解と協力が得られること。

- (5) 開設時間中は、常駐できる責任者（管理者）と、支援活動の補助等ができるスタッフ（学生等）を2名以上配置すること。
- (6) 対象児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な損害保険に加入すること。
- (7) 対象児童の利用は、無料とすること。ただし、食事代やレクリエーション代については、実費相当額の範囲内で徴収することができる。
- (8) 親の利用に当たっては、前号の対象児童の利用に準じて取り扱うものとする。
- (9) 営利を目的とした、又は特定の個人や事業者、団体、政党、宗教を利する事業でないこと。
- (10) 国、広島県、広島市、広島市の外郭団体から助成等を受けていないこと。
- (11) 事業の趣旨を踏まえ、継続した取組とすること。

（補助対象団体）

第4条 補助金の交付を申請できる団体は、次の要件を全て満たす法人又は任意団体とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。
- (2) 代表者又は役員が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きをしている法人でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 広島市競争入札参加者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置に該当しないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税、広島市税を滞納していないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、本事業の実施に要する経費のうち別表1に掲げる経費とする。

- 2 本事業以外の事業等を実施している実施団体にあつては、本事業に係る経費とそれ以外の事業等に係る経費を明確に区分しなければならない。

（補助額）

第6条 補助額は、別表2に掲げる補助基準額の区分に応じた額（以下「補助上限額」という。）

の範囲内とし、補助額の算定に当たっては、補助上限額と補助対象経費の実支出額のいずれか低い方の額とする。この場合に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 2 本事業開始後に、年度途中で補助事業を廃止する場合の補助上限額は、本事業開始月から年度末までの月数で除したものに、事業実施月数を乗じて得た額を上限とし、算出した金額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、指定期日までに、広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業収支予算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付決定)

第8条 市長は、前条の補助金の交付申請があったときは、当該申請書類について審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る補助金の収支に関する帳簿や領収証書等の関係書類を、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (6) その他交付規則を遵守すること。

3 市長は、第1項の規定による審査により、補助金を交付することが不相当と認めたときは、速やかに補助金を交付しない決定を広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

4 補助金は、第1項の交付決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)からの広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業補助金(概算払)交付請求書(様式第6号)に基づき、原則として概算払いにより交付する。

(計画変更の承認)

第9条 補助事業者が、前条第2項第2号又は第3号に規定する市長の承認を受けようとする場合には、広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業実施計画変更申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業変更実施計画書(様式第8号)
- (2) 広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業変更収支予算書(様式第9号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合には、前条第1項の交付の決定を変更し、又は全

部若しくは一部を取消することができる。

- 3 市長は、前項の決定をしたときは、速やかに広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業変更承認（不承認）決定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。
- 4 第11条第3項から第5項までの規定は、第2項の規定による交付の決定を全部、又は一部を取消した場合について準用する。

（実績報告及び補助金の精算等）

第10条 補助事業者は、毎月の事業実施状況を広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業実施状況報告書（様式第11号）により、翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項に定める報告により、事業の実施状況が計画内容と著しく異なる状況が一定期間継続する場合は、広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業是正計画書（様式第12号）の提出を求めることができる。

- 3 補助事業者は、会計年度が終了したときは、速やかに広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業に係る補助事業実績報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業実績報告書（様式第14号）
- (2) 広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業収支決算書兼精算書（様式第15号）
- (3) 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し（市長が必要と認めたものに限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 4 市長は、前項の規定による報告を受けた場合においては、報告書類の審査並びに必要な応じて行う現地調査等により、補助事業の実施状況が交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、第8条第4項の規定により交付された補助金の範囲内で補助金額を確定するものとする。なお、補助事業の審査において、助成金及び補助金（この要綱に基づく補助金を除く。）等の収入は補助事業実施に必要な経費から控除するものとする。

- 5 市長は、前項の規定により補助金額が確定した場合は、広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業補助金額確定通知書（様式第16号）により補助事業者に通知する。

- 6 市長は、第4項の規定により補助金額が確定した場合において、第8条第4項の規定により交付された補助金に残額が生じている場合は、補助事業者に返還を命ずるものとする。

- 7 補助事業者は、前項の規定による命令を受けたときは、速やかにこれを返還しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、補助事業者がこの要綱の規定に違反した場合のほか、交付規則第18条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すこ

とができる。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかにその決定を広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業補助金（取消・一部取消）決定通知書（様式第17号）により、補助事業者へ通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による補助金の交付を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 5 補助事業者が、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときに納付すべき加算金及び延滞金の額は、交付規則第20条第1項及び第2項の規定による。

（財産の処分の制限）

第12条 交付規則第23条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

（個人情報の保護）

第13条 補助事業者は、個人情報の取扱いについて、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（委任規程）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和2年2月29日から施行する。

（開設日数に関する特例）

第2条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本市からの要請により開設を中止した日数については、第3条第1号の規定に関わらず、第6条第1項に規定する補助上限額

の算定上、開設したものとみなす。

(補助対象経費に関する特例)

第3条 前条により開設を中止した期間における補助対象経費は、第5条第1項の規定に関わらず、賃借料及びその他、市長が適当と認める経費に限る。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

[補助対象経費]

費 目	内 容 等
人件費	(1) 管理者、支援活動スタッフ、学生ボランティア人件費（1時間あたり2千円を上限とする賃金、謝金等） (2) 外部講師等の謝金 (3) 管理者、支援活動スタッフ、学生ボランティア、外部講師等の交通費
事業費	(1) 食糧費 (2) 消耗品費等 ・取得価格（消費税を含む。）が2万円未満の書籍（学習支援に使用する参考書等）、遊具類（トランプ、将棋、スポーツ用品等簡易なもの）、調理器具（鍋、フライパン等）等、事業の実施に最低限必要なもの ・広報用チラシ印刷費、事業に必要な文具類等 (3) 光熱水費 (4) 交通費 ・食材の運搬に利用する場合の公共交通機関の運賃、タクシー代、ガソリン代等 (5) 通信運搬費 (6) 保険料 (7) 委託料 ・外部へのHP制作委託費等 (8) 賃借料、会場使用料 (9) その他、市長が適当と認める経費

[補助対象外経費]

項 目	内 容 等
団体運営経費	団体の事務職員の賃金や役員報酬、事務所の維持管理経費や借上料等
事業費	(1) 事業に直接必要としない経費 ・電子ゲーム機器、ゲームソフト類、タブレット端末等 (2) 用途の特定が不明な経費 (3) 団体の構成員の親睦等を目的とした会合等の開催経費等 (4) 通常より著しく高額な経費 (5) その他、市長が不適当と認める経費

別表 2 (第 6 条関係)

[補助基準額]

年間開設日数		補助基準額	
	食事支援		
17日以上	17日以上	人件費	300,000円
		事業費	318,000円
		計	618,000円
25日以上	25日以上	人件費	437,000円
		事業費	404,000円
		計	841,000円
50日以上	50日以上	人件費	874,000円
		事業費	653,000円
		計	1,527,000円
100日以上	50日以上	人件費	1,572,000円
		事業費	779,000円
		計	2,351,000円

(注) 17日以上の区分は、開設初年度のみ適用。